

工事請負契約等に係る契約の保証に関する取扱要領 新旧対照表

改正前	改正後
<p>3 契約の保証を要しない場合 契約の保証を要しない場合は、財務規則第 101 条第 2 項第 6 号（次に掲げるもののいずれかに該当する場合に限る。）から第 8 号まで及び第 10 号のいずれかによる場合に限る。</p> <p>(1)・(2) [略]</p>	<p>3 契約の保証を要しない場合 契約の保証を要しない場合は、財務規則第 101 条第 2 項第 3 号（<u>建設工事に係る測量、建設コンサルタント業務、地質調査業務、補償コンサルタント業務及び建築設計業務委託契約に限る。</u>）、第 6 号（次に掲げるもののいずれかに該当する場合に限る。）から第 8 号まで及び第 10 号のいずれかによる場合に限る。</p> <p>(1)・(2) [略]</p>

附 則

この要領は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。